## 第5章

# フィリピンにおける「ジェンダーと障害」

## 森 壮也

#### 要約:

フィリピンにおける障害女性は、同国がアジアでも名高い「開発と女性」への取り組みの先進国であるのにも関わらず、同様な取り組みの十分な対象となってきたとは言えない状況にある。むしろ男性障害者よりもその窮状は経済的にも権利的にも悪い。フィリピンの障害者全般への取り組みは、1990年代から始まり、アジアでも先進的な地域だと言われてきたが、女性障害者については、やはりその政策効果を目にすることは叶わなかった。なぜそのような違いが起きたのか、まず同国の女性と障害のそれぞれのNGOの取り組みをふり返った。さらに女性と障害に関わる法制での障害女性の位置づけを確認することで政策がどのように彼女たちに届いていなかったのかを明らかにした。そして当事者たちの声にも注目することで、具体的にどのような問題に彼女たちが直面しているのかも明らかにしようとした。その結果、障害女性たちに共通する大きな問題として、フィリピンでは、性暴力の問題、リプロダクティブ・ヘルスへのアクセスの問題が大きいことが具体的に示された。

#### キーワード:

障害 ジェンダー フィリピン 障害当事者団体 社会開発

#### はじめに

開発におけるジェンダーの問題は、ジェンダーと開発論の系譜を追った村松(2005)、フ

ィリピンにおけるジェンダーの問題は、同地の女性運動のリーダーであるソブリチャの来日講演記録ソブリチャ (2012) など、先行研究がいくつかある。特にフィリピンは、女性のマグナ・カルタ(R.A..9710, 2009)、女性とその子どもに対する暴力禁止法(R.A.9262, 2004)、レイプ禁止法(R.A.8353, 1997)、セクシャル・ハラスメント禁止法 (R.A.7877, 1995) など、一連の法律でも分かるように、ジェンダーの問題に早くから取り組んでいる¹。その上、それを法律のみならず制度化し、大統領令により「フィリピン女性の役割に関する委員会」(1975)、その後、「フィリピン女性委員会」(2009) として大統領府や議会に対して助言を与える機関が整備されている。このような同国の努力は、アジアの国々の中では一般の男女の賃金差などが相対的に小さいという状況にもつながっており、「ジェンダーと開発」やフェミニズム経済学者などにも評価されている (池田 1998; 久保田 1995; 織田 2000 など)。

しかし、そのフィリピンにあっても、森(2010a)や森・山形(2013)が明らかにしたように、障害者については状況がかなり異なる。学校教育についても平均賃金についても、女性障害者は、男性障害者に比してかなり劣位の状況に置かれており、賃金では女性であることによって平均で男性の約三分の一という格差、学校教育年数では1から2年短くなるという格差が、いずれも有意に存在していることが分かっている。

こうした事実の背景にどのような問題があるのか、本稿は、2014年の7月に、フィリピンのマニラ首都圏及び周辺の女性障害当事者団体のリーダーへのインタビュー調査を行い、そこから浮き彫りになってきた問題も整理した。先住民女性や高齢女性等と並んで、国家の女性政策一般へのインクルージョンから取り残されてきた障害女性が、具体的にどのような問題に直面しているのか、得られた情報を分析したものである。そこから明らかになってくるのは、①障害者一般に見られるアクセシビリティの問題がさらに複雑に絡んで来ること、②女性であり、障害者であるーという二重の抑圧がもたらす社会的圧力と複合差別の問題、③そうしたネガティブな要因の結果としての障害女性の置かれた格差である。これらについて、具体的な事例も併せて、開発の中でこれらの問題に対してどのように取り組んでいけるのか、また開発途上国の障害者全般の状況が女性全般の状況とどのように異なるのかという比較も加えて、論じていくこととする。

第1節 フィリピンにおけるジェンダー一般への取り組み

#### 1. 政府機関における取り組み

フィリピンでは、大統領府のもとにフィリピン女性委員会 (Philippine Commission on Women) が設けられ、フィリピンにおけるジェンダー問題のフォーカル・ポイントとなり、同国のジェンダー問題への取り組みに早くから国家的に取り組んでいる。同委員会は、2009

年までは、フィリピン女性の役割についての全国委員会 (National Commission on the Role of Filipino Women, NCRFW) という名称であった。NCRFW が最初に設立されたのは、1975 年の大統領布告(PD633 号)による。当初は,①女性の運動の全国組織を組織,②女性に 関連した管理上・法律上の諸手段を整備するための政策研究とロビー活動,③女性につい ての情報センター設立、④国連女性差別撤廃条約(CEDAW)の実施モニタリングといっ た4つをその機能としていた。1986年のいわゆるエドサ革命による新政権発足後も NCRFW は継続し、その任務が見直され、政策決定、全政府機関の諸計画における女性に 関する主流化(メインストリーミング)についての各省庁の諸活動も NCFRW が担うこと となった。さらに1987年新憲法にジェンダー平等原則が取り込まれ、大統領行政命令 (EO7192 号)により, 1989-1992 年フィリピン女性開発計画が同国で初めて設けられた。 また同年, 国家建設における女性法 (RA7192 号) という, 開発や国家建設において女性 を男性と同じように平等で同等のパートナーとして統合させることを促進するという法律 もできている。NCRFW 自身によるジェンダーと開発(GAD)の取り組み,またカナダ国 際開発庁(CIDA)による支援を経て、1992-1998年には、次の政府計画、ジェンダー・ センシティブな開発のためのフィリピン計画 (PPGD) 1995-2025 という 30 年にわたる計 画も策定された。また,大統領行政命令(EO273 号)により,PPGD は,1995 年の第 4 回 国連世界女性会議で採択された北京行動綱領(PFA)を、フィリピンが実施するための主 要手段となった。

この RA7192 号で、ジェンダーと開発(GAD)予算が法制化されたことも同国のジェンダー平等への取り組みとして特筆すべきである。同条項は、地方自治体(LGUs)を含むすべての政府省庁に、全予算の最低 5%を GAD のためのプログラムやプロジェクトに振り向けることを義務づけるものである。これにより、NCRFW のジェンダー平等の面からの評価による承認がないと中央政府も地方政府も予算を執行できなくなっている。その意味で、この RA7192 号は、同国のジェンダー政策の実施効果をあげる上で大きな力となった法律と言える。

NCRFW は、その後、大統領行政命令第 208 号および 268 号等により、さらに機能が強化されたが、2009 年には、女性のマグナカルタ(Magna Carta of Woman, MCW, RA7192 号9710)によって、現在の PCW と改組され、貧困削減や政府行政職におけるジェンダー平等などの面でも影響力を高めた。2010 年には、MCW の実施諸細則・規則も整備されている。

このように制度を整えて行った結果として、2014年度世界経済フォーラム(the World Economic Forum , WEF)の世界ジェンダー・ギャップ報告において、アジアでも最高の0.781 ポイントという結果を得ている。教育と保健分野に限っていえば、ジェンダー差は、ほとんどない国という評価を得ている $^2$ 。

#### 2. NGO における取り組み

フィリピンにおける NGO によるジェンダー平等への取り組みは、ソブリチャ(2012、 11-32) がこれをよくまとめている。1970年代には戒厳令下で早くも、女性解放を求める グループの活動が開始され、1980年代からは、それらの組織化が始まったとされる。こう した経緯からも分かるように、反マルコス運動を経験した人たちが、その時の民族主義的 な運動の中で経験したジェンダー不平等を解決していくために、既存の民族主義的運動か ら離れた運動を始めたことにあるとソブリチャ(2012)は言う。この組織化の最初の例が、 1970年の Maria Lorena Barros をリーダーとするマキバカ(MAKIBAKA,新しい女性の自 由な運動)の結成であるとされたが、民族運動と女性解放運動の双方の性格を同団体は有 していた。1980年代に入ると、ピリピナ(PILIPINA,フィリピン女性運動)とカラヤーン (KALAYAAN,自由のための女性運動) に代表される、ジェンダーの問題により特化した グループが出現するようになったという。1980年代半ばには、ガブリエラ (GABRIELA, 改革・統合・リーダーシップ・行動のための女性連合)が 100 を超える団体を傘下に抱え る全国組織としてスタートした他、3万人前後の会員を抱えたというカバパ(KaBaPa)が 都市の貧困女性層を主たる会員として成立している。またこの頃から会員と大学教員との 共同研究会の組織化など NGO とアカデミズムの接点も出てくる。すでに前項で述べたよ うに、政府による取り組みや国際的なジェンダーと開発を巡る動きのあと押しもあり、1980 年代後半からは、さらに国内のジェンダーや女性を巡る NGO の活動が活発化した。 それ と共に、かつては政治運動の色彩を強く帯びていた NGO の活動もまた、開発の中でのジ ェンダー平等を求める傾向が強まっていった。政府の PCW のような枠組みに対してもこ れらの NGO と関わりを持ったアカデミズムのメンバーが、PCW の最新のジェンダー平等 を念頭においた開発計画書である女性 EDGE 計画 (Women's Empowerment, Development and Gender Equality Plan 2-013-2016) の執筆に積極的に参加するなど, ジェンダー平等を政府枠 内で目指す取り組みも始まっている。

#### 第2節 障害女性の置かれた現況

#### 1. MCW における障害女性の位置づけ

一方,前節で述べたような政府や NGO の取り組みの一方で,フィリピンのジェンダー 平等の基本法と言われる MCW では,次の様な記述が見られる。これは,同法が障害者権 利条約に向けての議論が高まっていた時期である 2006 年に,CEDAW の影響を大きく受けて作られたことが,その背景にあると思われる。同法では,第2章の用語の定義の中で,

「周縁化されていて差別を受けている人たち」という定義の中に障害者が含まれている。

「(11) 「障害者」とは、精神面、身体面、また感覚面での障害があるため、人間にとって普通とみなされている仕方や範囲内での行動で、結果的に制約があったり、異なった能力を持ったりしている人たちを指す。」

これは同国の障害者の基本法と言われる障害者のマグナカルタ (RA7277 およびその修正としての RA9442) と同等の定義である。

「第5章 周縁化されているセクターの権利とエンパワメント」内の「第27条 社会保護」 のところでは、

「(e) 国は障害女性をコミュニティに根ざした社会的保護スキームに基づいて支援しなければならない。」

また「第4章 権利とエンパワメント」のBの中で、「第12条の暴力」からの保護において、

- 「3. 救済提供においては、妊婦、授乳期間中の母親、病人、高齢者、障害者、子供の特別なニーズに対して考慮されなければならない。
- 4. 妊婦,授乳期間中の女性,自立していない子供を抱えた女性や母親,逮捕・拘留中, あるいは武力紛争に関連した理由で拘留中の障害女性には,最大限の優先度と人道的な配 慮のもと,事例への対処がされなければならない。」

とされ、同じ第12条では、フィリピンの最小行政単位であるバランガイ(barangay)では、すべて、ジェンダー・センシティビティに基づいて諸事案に対処する対女性暴力デスク (VAW) が設置されなければならないとしているが、その中で

「f. 女性,特に高齢女性,障害女性,その他の周縁化された集団の女性に対してなされた 暴力に対して解決努力を行う。」ことが VAW の業務とされている。

また第 16 条の教育, 奨学金, 訓練における平等なアクセスと差別の撤廃の条項では, 教育省, 高等教育委員会 (CHED), 技術教育・技能開発庁 (TESDA) に対して,

「6. 教育機関には、周縁化されている女性や少女のための奨学金やプログラムを提供する

こと。

また加齢, 妊娠, 子育で期, 障害, あるいは, 夫の同意がないといったような状況は, 奨学金不適格条件とはしないこと。」として, 差別を行わないことを求めている。

第17条の女性スポーツで、フィリピン・スポーツ委員会 (PSC) や娯楽遊戯委員会 (GAB) に対しては、教育省、CHED、州立大学 (SUC)、その他のスポーツに関連した機関と協力して、

「9. 高齢女性、障害女性、先住民族女性が、その他のスポーツ団体と協力して、彼らのためのプログラムの振興を、開発を通じた参加増大に役立つ形にするよう努力する。」ことを求めている。

また第30条の社会的保護では、

「E. 国は、全国障害者問題評議会 (NCDA) を通じて、フィリピン健康保険公社 (PhilHealth) や、社会保障システム (SSS)、公務員保険基金 (GSIS)、地方自治体(LGUs)と協力して、コミュニティに根ざした社会的保護スキームを支え、障害女性の社会的保護プログラムを開発しなければならない。」

としている。

以上が MCW における障害者に関わる記述の代表的な部分であるが、実は、障害女性については、これ以上の細かい規程が策定されておらず、そのことは他の障害関連の法制でも見られるように障害者施策の不備と実際の実施面での弱さを示している(森, 2012)。

一方で、はじめにのところでも述べた女性に関連する法制の中で障害者についての言及はほとんどなく、MCWでの記述が逆に目立つ。さらにフィリピンの障害女性にとっては不幸なことに、障害者に関する法制の中では女性に関する言及がほとんどない。表1は、それを一覧表にして示したものである。

表 1

関連法制における障害あ	るいは女性への言	及数一覧								
(括弧内は、共和国法RAの号数および、国会での可決年)										
	障害者・児への言及	女性・女児への言及								
障害者のマグナカルタ		0								
(RA7277,1992)		0								
職業リハビリテーション法(RA		0								
1179, 1954)		٥								
フィリピンにおける盲人教育		0								
促進法(RA3562, 1963)		٥								
障害者のマグナカルタ修正・		0								
20%割引(RA9442, 2007)		٥								
障害者のマグナカルタ修正・										
PDAO事務所(RA10070,		0								
2010)										
女性のマグナカルタ	17	\								
(RA9710, 2010)	17									
バランガイ・レベルこどもの総										
合的発達•保護法(RA6972,	0									
1990)										
開発における女性と国家建	0									
<u>設法(RA7192, 1992)</u>	0									
反セクハラ法(RA 7877,	0									
1995	0									
家庭裁判所法(RA 8369,	0									
1997)										
反レイプ法(RA8353, 1997)	0									
フィリピンAIDS予防・コント	0	\								
ロール法(RA8504, 1998)	Ů	\								
レイプ被害者支援・保護法	0	\								
(RA8505, 1998)	Ŭ									
反人身売買法(RA9208,	1	\								
2003)	'	<u> </u>								
反女性及びそのこどもに対す	1	\								
る暴力法(RA9262, 2004)	<u>'</u>	\ \								
出所: Zayas, et al. (2012)をも	とに筆者作成									

MCW が現在の形になり、女性に関する同国の法制が整備されたと言えるのが 2010 年である。フィリピンの障害者のマグナカルタはもちろんのこと、国連の障害者の権利条約などの影響は、女性に関する法制では反映されてきていることが分かる。一方、障害者のマグナカルタは、二度の修正を経てきているものの、女性の問題を念頭においた修正はまだされていない。このため障害者法における女性の位置づけは、この表で明らかなように皆無である。すなわちフィリピンの法制における障害女性の位置づけは、障害者法制の中では欠落した部分であるだけでなく、障害者法制と女性法制の間での非対称性という問題を抱えていることも明らかになった。

#### (2) EDGE 計画における障害女性の位置づけ

先述の EDGE 計画において、拘禁中の女性、高齢女性、LGBT の人たちと同様、脆弱なグループのひとつとして対象になっている障害女性の位置づけはどのようなものになっているのだろうか。同計画では、フィリピンで得られる最新の障害者統計である 2010 年のセンサスを利用して、表1に見られるような障害女性についてのデータを紹介している。

表 2

2010年政府センサスによるフィリピン障害者の年齢と性別で見た分布状況(単位:千人)							
年齢	合計	男女合計での世代比(%)	男性	世代比(%)	女性	世代比(%)	女性比率(%)
全年齢	1,443	99.9	734	100.0	709	100.0	49.1
0-14歳	272	18.8	149	20.3	123	17.3	45.2
15-49歳	578	40.0	312	42.5	266	37.5	46.0
50-64歳	274	19.0	141	19.2	133	18.8	48.5
65歳以上	319	22.1	132	18.0	187	26.4	58.6
出所: NSO, 2010フィリピン人口・住居センサス							

男女ともに 15-64 歳の労働力年齢の人たちの比率が多いが、男女で比較すると、全体として男性の数の方が多く、65 歳以上でようやく女性の方が増加して逆転するという状況になっている。また合計で見ると、この前の 2000 年のセンサスでは、女性障害者は 50.2% と男性障害者よりも若干多かったが、2010 年センサス時には若干、比率が減少している。障害女性のより若い年齢において、女性の比率が若干下がったことが原因となっていると思われる。

これら少女・女性に向けられる差別問題について、同計画では、Martinez(2009)を引用して、

- ①障害のない女性というマジョリティから受ける差別
- ②同じ障害を持つ女性から受ける差別
- ③異なった障害を持つ女性から受ける差別
- ④異なった社会的経済的地位,あるいは,先住民グループや別の地域の障害女性から受ける差別
- ⑤障害のない男性というマジョリティから受ける差別
- ⑥同じ障害を持つ男性から受ける差別
- ⑦異なった障害を持つ男性から受ける差別
- ⑧異なった社会経済的地位、あるいは、先住民グループや別の地域の障害男性から受ける 差別

と様々なタイプの加害者がいること、また差別の形態として、(a)ネグレクト(b)児童婚や児

童労働、性的暴力を含む暴力や実際の加害があると紹介している。これらの背景には、保健ケア、教育、職業リハビリテーションといった本質的なサービスに女性がアクセスできない状況にあるとも言われる(UNICEF 2007)。

その上で、障害女性について EDGE 報告書が今後の行動として政府のアジェンダに挙げているのは、

- 1) 基本的な社会サービスや経済的機会のアクセスにおける差別をなくすこと
- 2) ジェンダーによる暴力や性的暴力を受けた障害女性被害者の裁判へのアクセスが不十分であるという問題を解決すること
- 3) 政策決定システムやプログラムの策定や実施における障害女性の参加が不十分である という問題を解決すること

を掲げている。このように障害女性を脆弱な集団の中に位置づけて、他の脆弱な集団内の 拘禁されている女性や高齢女性などと同等のジェンダー平等を実現しようとする積極的な 努力は、政府部内でも始まっている。しかしながら、実は、こうした努力が始まったと言 えるのは、この EDGE 計画が初めてであり、それ以前については、PCW 内でも障害女性 は、プライオリティを持った存在ではなく、むしろ忘れ去られていたと言える面がある。 実際、現在でも PCW では、障害女性についてのデータの蓄積もなく、障害女性と貧困に ついてのデータ分析も全く進んでいない。報告書の内容も障害女性については、定性的な 内容が多く、具体的な数字もほとんど登場せず、抽象的な表現が目に付くのが実情である。 それでは、障害女性達はどのような問題に直面しているのか、現地でのインタビューに基 づいて次で述べていこう。

#### 3. 障害女性当事者たちからの声

フィリピンの障害女性たちの置かれている現状を、マニラ首都圏の障害当事者リーダーたちへのインタビュー³により整理していった。インタビューを行ったのは、ろう、盲、肢体不自由のそれぞれ女性障害者団体あるいは女性障害者の問題に当事者として取り組んでいる、諸団体である。フィリピンの性的暴力被害者女性の支援を行っている当事者団体のフィリピンろう女性保健・リスクセンター(The Filipino Deaf Women's Health and Crisis Center、FDWHCC)、全国エンパワーされた視覚障害女性団(Nationwide Organization of Visually-Impaired Empowered Ladies、NOVEL)、社会的・経済的進歩に向けて跳躍する障害女性の会(Women with Disabilities Leap Social and Economic Progress、WOWLEAP)の三団体のリーダーにインタビューを行った。というのは、これらのリーダーは、ジェンダー問題について、自分と同じような障害当事者の人たちの声を多く拾ってきているためである。Martinez(2013)は、ろう者の性的暴力被害者の問題およびその後の司法アクセスの問題に

ついての実態調査報告書である。この報告書をもとにしたフィリピンの現地紙の報道 <sup>4</sup>に

よればフィリピンろう女性の3人に1人は,性的暴力やレイプの経験があり,被害現場は, 自分の自宅,近所,親戚の家であるという。またフィリピンにおけるレイプ事件数は減少 傾向にあるが,ろう者については,そうではなく,フィリピン・ろう・リソース・センタ ー (PDRC) 5が把握したレイプの108ケースのうち,81%の加害者が聴者男性であったと いう。さらにこうした性的暴力の実行犯と考えられる容疑者が逮捕されても,司法の過程 で,適切な手話通訳が不在であるために,被害者であるろう者への事情聴取や尋問が適切 に行われず,裁判を含む司法手続きが公正に行われていなかったケースが多数報告され, 問題視されている。

政府のEDGE計画でも、基本的な社会サービスへのアクセスが十分に得られていないことが指摘されているが、中でもどの団体にも共通して聞かれたのは、保健サービスにおける女性障害者への差別問題である。つまり医療機関での受診におけるアクセスが最大の問題であると認識していた。具体的には、医院受診の際に、階段等、実際に建物の中に入れない、あるいは、そこまで通うための手段がないという物理的アクセスの問題、実際に医師に面会しても、例えば医師がろう者の手話を理解できないために適切な治療を受けるためのコミュニケーションができないという情報アクセスの問題が大きい。また、それだけでなく、先進諸国と異なる側面として、社会における障害についての啓蒙の欠如のために医師からのセクシャル・ハラスメントを受ける機会も多いという。たとえば、妊娠して医師にかかっても、障害者が妊娠するなどとんでもない、キリスト教国であるため堕胎はしないものの、二度と妊娠することがないようにという、ことばによるハラスメントを受けた経験はどの障害者にも共通していた。つまり、家族を持つ権利を奪われている状況でもあると言える。この他、レイプの被害に遭うケースも多く、加害者は、家族、職場の同僚、近所の住民等など身近な人々である。

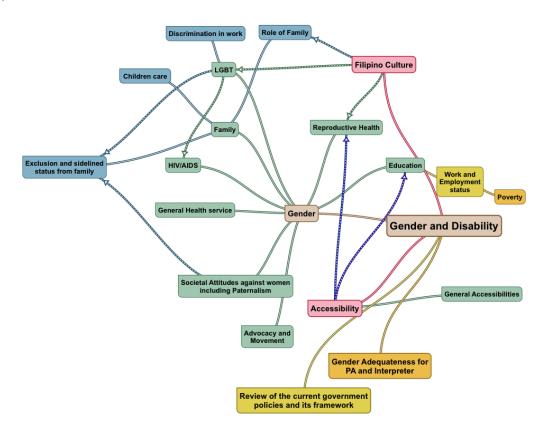
この他、インタビューで多く見受けられたのは、教育を受ける際の差別である。学校に通うという点で、男性障害者よりもより差別を受ける機会が多く、兄弟の中で男児は学校に行けても女児にはそうした機会はより少なかったということである。これは、森(2010a、2013)でも障害女性の方が  $1 \sim 2$  年、就学年数が短かったデータでも裏付けられている。

最初に述べたリプロダクティブ・ヘルスおよび保健機関における差別状況については、現在、De La Salle 大学の研究者による調査が実施中である。その予備調査として性に関わる保健とリプロダクティブ・ヘルス(sexual and reproductive health, SRH)の調査 Jerome、Zubiaga, Gorospe, and Bisda (2012)が実施されている。同調査によれば、PCW、NCDA、保健省といった関係省庁の間での協力と PCW による障害部門についてのモニタリングの強化が指摘されている。

#### 第3節 問題の抽出と整理

従来のフィリピンの女性・ジェンダー政策と障害女性が置かれている現状との間のギャップは、非障害女性のみが対象であったフィリピンの政府や女性運動の政策の中で、障害女性の問題が置き去りにされていたことが最大の原因であるが、それのみでなく、問題の複雑さも起因していると思われる。

#### 図 1



出所:筆者作成

図1は、開発や貧困削減の問題とジェンダー、そして障害の問題の間の相互関係を一覧にしたものである。各項目間の線は、それらの問題が相互に関連していることを示す。図1の赤で示されているアクセシビリティ及びフィリピン文化の問題は、障害女性の問題をフィリピンで考える際には避けて通れない問題である。他国の障害女性に関していえば、この二つの側面の国ごとの状況の違いが各国間の問題の違いをもたらすことになっていると考えられる。アクセシビリティの問題は、先に述べた医療機関での移動・物理的アクセス、情報アクセスの問題で、これは教育を受ける際にも関係してくる。フィリピン文化の問題は、家族の役割の問題と言い換えることもできる。フィリピンでは、家族内で女性に

期待されている性役割からの影響が大きい。つまり障害女性も家族のケアの担い手という 役割,また出産などの子孫を残す役割を期待されていることなどが,障害ゆえにできない として,彼女たちへの低い評価と差別をもたらしている実情を示している。

図に見られるように構造は単純ではなく、いくつもの要因が様々な差別や貧困に関連した要因と絡まっており、それらを解きほぐす作業は容易ではない。これは、もし将来的に計量的な分析を進めて行く際にも各変数の間でどのような処理を行うのか、どの関係が強い関係として作用しているのかを考える際にも重要なポイントとなるであろう。

#### おわりに一取り組まれるべき課題

本稿では、フィリピンの障害女性の置かれている状況について一次的接近をまず行った。これまで、同国のジェンダー政策の流れが世界の状況などに素早く対応してきた中で、世界の状況でも取り残されていた障害者の問題が、同様に同国でも取り残されたままとなっていたことを、まず明らかににした。そして 2000 年代に入ってから、世界の状況の変化と国連 CEDAW などの障害者のインクルージョンの動きに対応した動きは見られるものの、国内の既存の女性・ジェンダーに関わるフォーカル・ポイントでの取り組みは、まだ遅れているという実情を紹介した。次に障害当事者たちの生の声として、他の非障害女性では解決されつつある問題が依然として、障害女性達にとっては大きな問題であり、その解決のための当事者の運動があるということも明らかとなった。

今後の課題としては、いくつかのケース・スタディについて、非障害女性との違いのさらなる比較と他国の障害女性の状況との比較が必要になってくると思われる。これは、同国の障害女性の置かれた状況をより適確に把握すると共に、問題の多数ある要因の強弱についての仮定を構築する際にも役立ち、将来の計量的な分析、さらには有効な政策構築への足がかりともなるためである。

#### 〔謝辞〕

本稿作成にあたっては、国際開発学会第 25 回全国大会(千葉大学)における D24「保健 医療・女性・障害者」セッション(勝間靖座長)での議論が有用であった。特にコメンテーターとしてご意見を頂いた武内進一氏(アジア経済研究所)および荒木美奈子氏(お茶の水女子大学)には、この場をお借りして感謝申し上げる。

〔注〕\_\_\_\_\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> その源流をソブリチャ(2012)は、1970 年代の反マルコス運動の流れの中に見出している (p.14)。

- <sup>2</sup> WEF の同報告は、http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2014/で見ることができる(2014/10/29)。
- 3 2014年7月にマニラ首都圏及びその近郊で行われたインタビューによる。
- <sup>4</sup> "Stories of Silence: Deaf women and sexual abuse", ABS CBS News.com. (http://www.abs-cbnnews.com/focus/10/20/14/stories-silence-deaf-women-and-sexual-abuse 2014/10/20 ダウンロード)
- <sup>5</sup> PDRC(Philippine Deaf Resource Center)は、聴者によって設立されたろう者支援の NGO であり、L.Martinez が代表を務めている。フィリピンのろう者当事者団体、Philippine Federation of the Deaf と協力して、ろう者の権利実現やろう者の手話の社会での認知などのために活動してきたが、2014年に近い将来の解散を発表している。なお、ここでのろう女性の性暴力の問題の部分については、フィリピンろう女性保健・リスクセンター(FDWHCC)をやはり、L.Martinez がサポートしているため、そこでの実践事例からのデータと推察される。なお、女性に限らず裁判事例については、森(2010b、193-199)でも実態を紹介している。

## 〔参考文献〕

### 〈日本語文献〉

- 池田ラーヘッド 和美 1998. 「フィリピンに「女性センター」完成 (アジア女性事情)」『アジア女性研究 (7)』, 1998-03 アジア女性交流・研究フォ-ラム,pp. 144-146。
- 織田由紀子 2000. 「フィリピンの公教育におけるジェンダーと女性政策」「国際教育協力論集」第3巻第2号 (2000),広島大学教育開発国際協力研究センター、pp.1157~171。
- キャロリン・ソブリチャ, 舘かおる・徐阿貴編 2012.『フィリピンにおける女性の人権尊重と ジェンダー平等』お茶の水書房。
- 久保田 真弓 1995. 「フィリピンにおけるジェンダ-分析トレ-ニング--その実状と効果から」『国際開発研究』 4,1995-06,pp.111-118。
- 村松安子 2005. 『「ジェンダーと開発」論の形成と展開 経済学のジェンダー化への試み』未来社。
- 森壮也 2010a. 『途上国障害者の貧困削減 かれらはどう生計を営んでいるか』岩波書店。
- ---- 2010b. 「障害者差別と当事者運動-フィリピンを事例に-」小林昌之編『アジア諸国の 障害者法 法的権利の確立と課題』研究双書 No.585, アジア経済研究所, pp.183-206.
- --- 2012. 「フィリピンにおける障害者雇用法制」小林昌之編『アジアの障害者雇用法制 差別禁止と雇用促進』アジア経済研究所。
- 森壮也・山形辰史 2013. 『障害と開発の実証分析 社会モデルの観点から』勁草書房。

#### 〈外国語文献〉

- Martinez, Liza B. 2009. Advocacy for and by deaf women: Observation on gender & disability movements in the Philippines, *Behinderung und Dritte Welt: Journal for Disability and International Development.*
- UNICEF 2007. Promoting the rights of children with disabilities, Innocenti Digest No.13, Florence: Innocenti Research Centre.
  - (http://www.un.org/esa/socdev/unyin/documents/children\_disability\_rights.pdf, 2014/10/30 ダウンロード)
- Zayas, Jerome, Carmen Zubiaga, Evelyn Gorospe, and Maria Criselda Bisda 2012. Qualitative Study on the Realization of Reproductive Rights and Protection from Violence for Women and Girls with Disabilities in the Philippines, Persons With Disabilities Advocating for Rights and Empowerment(PARE) and UNFPA.